

新潟市告示第382号

掲示期間4月4日～4月13日

露店市場出店料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定に基づき，亀田露店市場の出店料徴収事務を2019年4月1日から2020年3月31日までの期間，下記のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月4日

新潟市長 中原 八一

市場名	徴収事務受託者
亀田市場	新潟市江南区東本町5丁目3番23号 亀田郷商盛会 会長 吉田 修